

総務委員会陳情説明資料

令和 8 年 8 月 1 7 日

件 名	頁
1 受理番号 1 6 公的支援事業における政治的公平性の確保に関する陳情・・・	2

(総 務 部)

件 名	受理番号 16 公的支援事業における政治的公平性の確保に関する陳情
所管部課名	総務部 総務課、特命・調査担当課
陳情の要旨	区が公的支援を行う事業については、政治的中立性と公平性について明確な運用ルールを整備するとともに、指定管理者を含めた関係団体へ周知徹底し、再発防止策を講じるよう求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 区の状況 (1) 区が公的支援を行う事業に対する基準・運用 ア 区が定める「名義使用に係る承認要綱」等（※）に則り、申請者から提出される各種申請書類を審査し、基準に該当すると確認できたものに対して承認している。 ※ 「足立区後援名義使用に係る承認要綱」「足立区教育委員会の名義使用に係る事務取扱要綱」「公益信託あだちまちづくりトラスト運営指針」を指す。 なお、いずれの要綱等の基準においても「政治的活動を目的とするものでないこと」の旨を定めている。 イ 団体の活動内容や事業の実施状況を確認するため、必要に応じて会則、過去のパンフレットやチラシ等の提出を求めている。 ウ 事業終了後、申請者から事業報告書等の提出を求めている。 (2) 指定管理者に対する政治的公平性に関すること ア 公の施設の管理運営については「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」ことが地方自治法で定められている。 イ 議会の議決を経て指定する指定管理者と区が締結する基本協定書において、関連法令等の遵守や信用失墜行為の禁止を規定し、公の施設を管理運営する立場であることを認識し、施設管理者として適切な管理運営をするよう相互で確認している。 (3) 公益信託あだちまちづくりトラストにおける対応 ア 陳情理由に記載された事案について（令和8年1～2月に対応） （ア）当該団体代表が区へ謝罪。区として嚴重注意した。 （イ）再発防止策として、当該団体に対して、所管課が内容確認後にパンフレット等を作成するよう指導した。 イ トラスト助成事業申請について あだちまちづくりトラスト運営指針第4条で定める助成条件6項目（営利目的でないこと、宗教・政治的活動を目的としないこと等）が満たされているか、申請時にチェックできる形に変更した。

2 区の方針

- (1) 指定管理者については、政治的公平性の確保の観点から、引き続き適正な公の施設の管理運営に努めてもらう。
- (2) 公的支援を受けて事業を実施する事業者に対して、区が定める承認基準を理解した上で申請することを申請窓口等で引き続き丁寧に伝えていく。
- (3) 公的支援を行う事業に関する基準等は、必要に応じて弁護士と相談しながら内容を定めており、今後も適宜弁護士相談を活用して基準等を整備していく。